

物品調達等における同等品の取り扱いについて

令和2年11月17日

山元町企画財政課

入札および見積合わせにおいて、仕様書等に「同等品可」とした品目について、下記の取り扱いといたします。

記

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能が仕様書に示す例示品と同等以上のものとします。

2 同等品の確認方法

同等品により入札等に参加を希望する場合は、仕様書等に定められた期限までに次の書類を担当課へ提出してください。

- (1) 同等品確認書（様式1）
- (2) 同等品候補の規格・性能・定価等が確認できるカタログ等の写し
- (3) その他、仕様書等で定める書類

3 同等品の確認結果

同等品確認書（様式1）に「承認」または「不承認」を付記し、入札等に参加予定の全員へFAX等により通知します。

※質問者名は通知しません。

4 注意事項

- (1) 同等品の承認を受けた物品については、同等品確認書（様式1）を提出していない者でも入札することができます。
- (2) 同等品の承認を受けていない物品で、入札書または見積書を提出することはできません。落札後に承認を受けていない物品で入札したことが判明した場合は、例示品または承認を受けた同等品を納入していただきます。

5 適用日

令和2年12月1日以降に公告または指名通知等する入札・見積合わせから適用する。